

日医発第 678 号 (保 169)
平成 23 年 10 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

厚生労働省が行う衛生検査所検査料金調査に対する協力について

今般、標記調査の実施について、厚生労働省より本会宛協力依頼がありました。

本調査は、平成 23 年 1 月 1 日現在、「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録をされている全国の衛生検査所（約 900 か所）を対象として、保険診療に関する検査の有無、取扱い検体数（全体及び検査項目毎）、外部精度管理実施の有無、検査項目毎の調査対象期間（平成 23 年 7 月（1 か月分））における検査件数及び平均額について調査を行うものであります。

本会といたしましては、従来どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても関係機関の協力が得られますよう、ご高配方よろしくお願い申し上げます。（前回調査については、平成 21 年 10 月 19 日付日医発第 646 号にてご依頼申し上げます。）

各衛生検査所に対しては、厚生労働省から添付資料の「2.」～「4.」が送付され、回答につきましては、平成 23 年 11 月 14 日までに回答いただくことになっておりますが、東日本大震災に係る対応としまして、8 月 1 日の時点で下記の区域等に所在する衛生検査所に対しては、調査票を送付しない取扱いとなっております。

なお、本調査によって知り得た事実については、診療報酬点数の評価のための基礎資料を得るといった目的以外には使用されず、秘密は厳守されますことを申し添えます。

記

- ① （社）日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害（流出や焼失）のあった街区として認定した全損地域
- ② 郵便事業（株）によって郵便物等の配達困難地域となっている地域
- ③ 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内

への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった区域

- ④ 同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- ⑤ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域

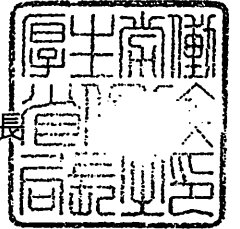
[添付資料]

- 1. 衛生検査所検査料金調査について
(平 23. 8. 2 保発 0802 第 12 号 厚生労働省保険局長通知)
- 2. 調査依頼書
- 3. 衛生検査所検査料金調査 実施要領
- 4. 衛生検査所検査料金調査 調査票

保発0802第12号
平成23年8月2日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省保険局長



衛生検査所検査料金調査について

標記については、別添により実施することといたしましたので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県の各医師会に対しましても、この調査が円滑に実施されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成23年度衛生検査所検査料金調査要綱

1. 調査の目的

検査の受託件数及び受託料金等の実態を把握し、診療報酬点数の評価のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

「臨床検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の衛生検査所（約900か所）を対象とする。

3. 調査の方法

厚生労働省から調査客体へ調査票を郵送する。調査客体が調査票又はCD-R（W）にデータを書き込み納品するか、電子メールにて提出する。

4. 調査事項

- ・ 保険診療に関する検査の有無
- ・ 取扱い検体数（全体及び検査項目毎）
- ・ 外部精度管理実施の有無
- ・ 検査項目毎の調査対象期間中における検査件数及び平均額

5. 調査に係る期間

- ・ 調査対象期間；平成23年7月（1カ月分）の実績について調査する。
- ・ 調査提出期限；未定（平成21年度調査は、平成21年10月23日）

6. 調査の実施機関

調査は厚生労働省が企画し、厚生労働省保険局医療課が実施にあたる。

7. 調査の集計及び結果の公表

集計結果は行政資料として使用するもので、原則公表しない。